

社会福祉法人サンホーム
福祉・介護職員処遇改善加算等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「加算制度」という。）の支給方法について定める。

(支給対象者)

第2条 生活支援員を始めとする当該加算制度の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 年度ごとに算出される当該加算制度による加算見込み額の範囲内において支給する。

(支給方法)

第4条 当該加算制度の支給に当たっては、以下の方法で各人に金額を明示し支給する。ただし、当該支給日に在職しない者には支給しない。

- (1) 給与規程における「基本給」について、「キャリアパス等級制度規程」に基づく評価による割り増し分として支給する。
- (2) 上限額を定めた上で、勤続年数（毎年4月1日を基準）に応じて定昇分に上乗せし「処遇改善手当」として支給する。
- (3) 給与規程における「夜勤手当」について、月に5回を超えて夜勤をした者に、割り増し分として支給する。

(その他)

第5条 この規程は、当該加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

「社会福祉法人サンホーム 福祉・介護職員処遇改善加算等の支給に関する規程」の取扱いについて

標記規程の支給方法については第4条に記載のとおりであるが、細部の取扱いについて、以下のとおり定める。

第1 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算

(1) 「処遇改善手当」として支給するもの

勤続年数に基づき20,000円を上限として、下表に基づき支給する。ただし、時間給職員については、常勤職員の従事時間に対する割合を考慮し支給する。

勤務年数	UP ランク	処遇改善手当
1年未満	1	2,500円
1年～4年	2	5,000円
5年～9年	3	7,500円
10年～14年	4	10,000円
15年～19年	5	12,500円
20年以上	8	20,000円

※勤続年数は、毎年4月1日を基準として算出する。

(2) 「夜勤手当」として支給するものについては、従来のものに下表のとおり上乗せして支給する。

夜勤回数	夜勤手当（うち処遇改善手当分）
6回目	6,500円（1,500円）
7回目	7,000円（2,000円）
8回目	7,500円（2,500円）
9回目	8,000円（3,000円）
10回目	8,500円（3,500円）

※11回目からは、500円ずつUPする。

第2 福祉介護職員等ベースアップ等支援加算

支給額は、月給の職員については2,000円から9,000円の範囲内で、時間給の職員については12円から54円の範囲内で個別に決定した上で支給する。

附則 この内規は、令和3年4月1日から適用する

附則 この内規の第2については、令和4年10月1日から適用する。